

# 月の浦公民館規約

(所在地)

第1条 月の浦公民館（以下「公民館」という。）を月の浦3丁目24番6号に置く。

(管理運営)

第2条 公民館長（施設管理者 以下同じ）は、公民館施設の管理運営を行う。

(業務)

第3条 公民館長は、下記の業務を行う。

- (1) 公民館施設の管理運営に関する業務
- (2) 公民館施設の利用の許可、利用の許可の取消し等に関する業務
- (3) 公民館施設の利用料金に関する業務

(管理運営費)

第4条 管理運営に要する費用は、区総会の承認を得て施設管理者交付金、公民館利用料、区費、助成金等をあてる。

(公民館の利用)

第5条 公民館の利用に関しては、「月の浦公民館利用規程」による。

(管理人の任免及び服務)

第6条 公民館長は、公民館の管理のため、管理人を置く。

- 2 管理人の任用は、公募により役員会の承認を得て公民館長が決定する。
- 3 管理人の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 4 公民館長は、管理人が不適任と認められる人物であるとき又は行為があるときは、役員会の承認を得て解任することができる。
- 5 管理人の手当については、総会において決定する。
- 6 管理人は、常に建物内外の清掃に努め、特に火災盗難等に注意し、什器備品等の保全に努めなければならない。
- 7 管理人が休暇を取得しようとするときは、公民館長に申し出て許可を受けなければならない。
- 8 管理人は、接待等について公民館長の要請があるときは、これに応じなければならない。

(個人情報の取扱い)

第7条 公民館長は、公民館施設の管理運営にあたり、個人情報の漏洩防止及び保有個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じる。

- 2 個人情報の取扱いに関しては、「月の浦区個人情報取扱要領」を適用する。

(老人憩の家)

第8条 公民館長は、老人憩の家の管理運営を行う。

- 2 老人憩の家の管理運営及び利用については、「大野城市老人憩の家管理運営協定書」に定めるほか、本規約及び「月の浦公民館利用規程」に準ずる。

(規約の改廃)

第9条 本規約の改廃は、総会の承認を得て、これを決定する。

附 則

- |             |     |            |
|-------------|-----|------------|
| この規約は、平成 7年 | 12月 | 10日から施行する。 |
| この規約は、平成18年 | 4月  | 23日から施行する。 |
| この規約は、平成21年 | 4月  | 19日から施行する。 |
| この規約は、平成24年 | 4月  | 8日から施行する。  |
| この規約は、平成25年 | 4月  | 14日から施行する。 |